旭川赤十字病院労働組合　執行委員長　谷本　知華子から、令和８年（2026年）２月２７日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法(昭和21年法律第 25号)第37条第１項の規定による通知があった。

令和８年（2026年）２月２７日

北海道知事　　鈴木　直道

１　事　件　　労働条件の改善

２　日　時　　2026年3月12日　午前零時以降、本問題が解決するまで

３　場　所　　旭川赤十字病院労働組合員の従事する全職場

４　概　要　　全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体または一部において実施する。